

第2期薩摩川内市自殺対策計画

概要版

計画の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない

一人ひとりが「こころ」と「いのち」を大切にし

生きがいをもって健やかに暮らせるまちの実現

本市では、自殺総合対策大綱における基本理念の「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」とともに、「薩摩川内市総合計画」の健康づくり分野における基本目標であり、健康づくり計画の基本理念にもなっている「健やかに生き生きと暮らせるまちづくり」を踏まえ、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として総合的に推進します。

計画策定の趣旨等

計画策定の背景と趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年以降、14年連続で年間3万人を超える状態が続いていました。このため国は、平成18年に「自殺対策基本法」を施行し、自殺対策の基本理念を定め、自殺対策に対する国、地方公共団体、事業主、国民のそれぞれの責務を明らかにしました。さらに、平成28年に「自殺対策基本法」を改正し、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と新たに位置付け、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定を義務付けました。しかしながら、自殺者数は依然として2万人を超える水準で推移しており、さらに令和2年にはコロナ禍の影響で、特に女性や小中高生の自殺者数が著しく増加し、総数においては11年ぶりに前年を上回りました。こうした状況を踏まえ、令和4年10月に新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、女性や子ども・若者への対策が強化されました。

薩摩川内市では、平成30年度に「薩摩川内市自殺対策計画」を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない 一人ひとりが「こころ」と「いのち」を大切にし 生きがいをもって健やかに暮らせるまち」の実現を目指して自殺対策を推進してきました。このたび、令和5年度に計画期間の終了を迎えることから、新たな「第2期薩摩川内市自殺対策計画」を策定するものです。

計画の期間

計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5か年とします。ただし、取り巻く情勢の急激な変化に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとします。

計画の数値目標

国や県の目標を踏まえつつ、本市は、平成25年～平成29年までの平均自殺死亡率19.1を基準とし、令和8年までにこれを30%以上減少させた、13.3以下とすることを目標値とします。

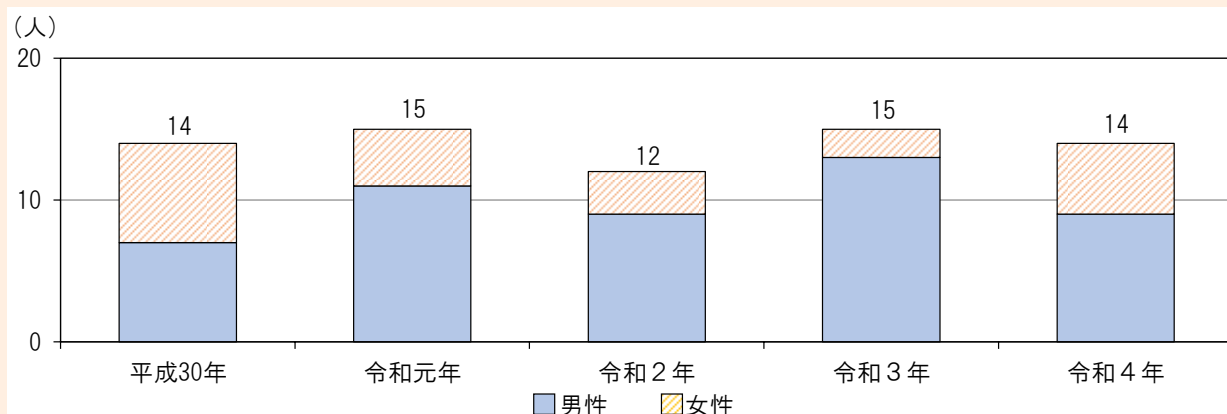


令和6年3月
鹿児島県 薩摩川内市

薩摩川内市の自殺の現状

自殺者数の推移

薩摩川内市の自殺者数の推移



資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2023」

薩摩川内市の主な自殺の特徴

薩摩川内市の主な自殺の特徴【平成30年～令和4年合計】

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位 男性 60歳以上無職同居	10	14.3%	28.4	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位 男性 60歳以上無職独居	8	11.4%	80.4	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
3位 女性 60歳以上無職同居	8	11.4%	15.1	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位 男性 40～59歳有職同居	6	8.6%	14.9	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
5位 男性 20～39歳無職同居	5	7.1%	144.4	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺

資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2023」

計画の基本方針

- 1 生きることの包括的な支援の推進
- 2 関連分野の有機的な連携の強化
- 3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- 4 実践と啓発を両輪として推進
- 5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進
- 6 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

施策の体系

基本理念	施策	主な事業・取組
誰も自殺に追い込まれることのない一人ひとりが「こころ」と「いのち」を大切に生きがいをもって健やかに暮らせるまちの実現	基本施策	1 地域・組織内におけるネットワークの強化 ① 関係機関等との連携とネットワークの強化 ② 庁内における連携体制の確保
		2 市民への啓発と周知 ① 自殺等に関する正しい知識の普及啓発の推進 ② 市民向け研修会、イベント等の開催
		3 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上 ① 自殺対策の連携調整を担う人材の養成 ② 地域保健スタッフの資質の向上 ③ 民生委員・児童委員等への研修 ④ 様々な分野でのゲートキーパーの養成
		4 こころの健康を支援する環境の整備とこころの健康づくりの推進 ① 地域におけるこころの健康づくり推進体系の整備 ② 学校におけるこころの健康づくり推進体系の整備 ③ 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
		5 適切な精神保健医療福祉サービスの利用支援 ① 精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上 ② 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備 ③ うつ病の懸念がある人の把握と相談機会の確保 ④ うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進
		6 地域全体の自殺リスクの低下 ① 地域における相談体制の充実 ② 生活困窮者への支援の充実 ③ 経営者に対する支援等の推進 ④ 高齢者の支援事業との連携 ⑤ 介護者への支援の充実 ⑥ ひとり親家庭等に対する支援の充実 ⑦ 妊産婦・育児期の保護者への支援の充実 ⑧ 人権に関する理解促進、相談等
		7 自殺未遂者の再企図防止 ① 自殺未遂者等への支援
		8 遺された人への支援 ① 遺族等に対する支援 ② 遺児等への支援
		9 子ども・若者の自殺対策の更なる推進 ① 児童・生徒への支援の充実 ② SOSの出し方に関する教育の推進 ③ 子どもへの支援の充実 ④ 若者への支援の充実
		10 勤務問題による自殺対策の更なる推進 ① ハラスメント防止対策の推進 ② 失業者対策取組の推進
		11 女性への支援 ① 妊産婦への支援の充実 ② 顕在化した課題や問題を抱える女性支援
	重点施策	1 高齢者に対する取組 ① 包括的な支援のための連携推進 ② 地域における要介護者に対する支援 ③ 高齢者の健康不安に対する支援 ④ 社会参加の強化と孤独・孤立の予防 ⑤ 生活不安を抱える高齢者に対する生活支援
		2 生活困窮者や職場環境に対する取組 ① 他機関とのネットワークの構築と相談窓口の充実 ② 生活困窮者を抱えたハイリスク者に対する個別支援 ③ 勤務問題によるリスク低減に向けた支援を早期につなぐための連携の強化 ④ 経営上の問題や課題等の相談支援 ⑤ ハラスメント対策など労働者の働きやすい環境づくりの整備
		3 子ども・若者に対する取組 ① 児童・生徒への支援の充実 ② SOSの出し方に関する教育の推進 ③ 子どもへの支援の充実 ④ 若者への支援の充実
		4 女性に対する取組 ① 妊産婦への支援の充実 ② 顕在化した課題や問題を抱える女性支援

重点施策

重点施策1 高齢者に対する取組（主なもの）	
1 包括的な支援のための連携推進	●地域包括支援センター事業 ●高齢者相談事業
2 地域における要介護者に対する支援	●介護予防、生活支援サービス事業 ●生活指導型ショートステイ事業
3 高齢者の健康不安に対する支援	●認知症相談 ●こころの健康相談
4 社会参加の強化と孤独・孤立の予防	●介護予防元気度アップ事業 ●介護予防教室
5 生活不安を抱える高齢者に対する生活支援	●緊急通報体制等整備事業 ●成年後見制度利用支援事業
重点施策2 生活困窮者や職場環境に対する取組（主なもの）	
1 他機関とのネットワークの構築と相談窓口の充実	●生活困窮者自立支援事業 ●消費生活相談事業
2 生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援	●生活保護制度 ●被保護者就労支援事業
3 勤務問題によるリスク低減に向けた支援を早期につなぐための連携の強化	●イクボス宣言の推奨
4 経営上の問題や課題等の相談支援	●地域経済対策事業 ●企業支援事業
5 ハラスメント対策など労働者の働きやすい環境づくりの整備	●ハラスメント防止に関する普及啓発 ●雇用対策事業
重点施策3 子ども・若者に対する取組（主なもの）	
1 児童・生徒への支援の充実	●思春期保健事業 ●スクールカウンセラーの配置
2 SOSの出し方に関する教育の推進	●児童生徒の自殺予防に役立つ教育の推進
3 子どもへの支援の充実	●乳幼児健康診査 ●子ども医療費助成
4 若者への支援の充実	●こころの健康相談 ●青少年問題協議会の開催
重点施策4 女性に対する取組（主なもの）	
1 妊産婦への支援の充実	●新生児訪問指導 ●養育支援訪問事業
2 顕在化した課題や問題を抱える女性支援	●女性・家庭児童相談事業 ●女性活躍推進事業

こころの健康相談窓口

ひとりで悩まないでご相談ください。

相談窓口	電話	相談日・時間
川内保健センター	0996-22-8811	8時30分～17時15分（土・日・祝、年末年始除く）
障害者基幹相談支援センター（事務局：障害福祉課）	0996-23-5111	
甕島振興局 市民生活グループ	09969-2-0001	
川薩保健所	0996-23-3166	8時30分～17時00分（土・日・祝、年末年始除く）
こころの電話	099-228-9566	9時00分～16時30分（土・日・祝、年末年始除く）
県自殺予防情報センター	099-228-9558	月・木（祝日、年末年始除く） 9時00分～12時00分 13時00分～16時00分
県精神保健福祉センター	099-218-4755	8時30分～17時00分（土・日・祝、年末年始除く）
鹿児島いのちの電話	099-250-7000	365日 24時間
よりそいホットライン	0120-279-338	365日 24時間